

建設局アシスタント職員（準困難業務）（会計年度任用職員）

【第四建設事務所】 募集要項

項 目	内 容
職名	建設局アシスタント職員（準困難業務）【第四建設事務所】
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和5年7月1日から令和6年3月31日まで（任用後の原則1月は条件付採用） ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和6年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
採用予定人員	1名
勤務職場	第四建設事務所補修課 （東京都豊島区南大塚2-36-2）
職務内容	(1) 道路補修工事等に伴う業務の補助 (2) 上記業務にかかる必要書類の作成業務の補助 (3) その他補修課補修担当内の事務補助
応募資格・求められる能力	次の要件を全て満たすこと (1) 道路に関する基本的な知識を有すること (2) パソコン（Excel、Word等）の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができること (3) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組み、正確な事務処理ができること (4) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること (5) 上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができること (6) 協調性があり、業務に対し強い責任感があること (7) 服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができること (8) 組織の一員として、職務が円滑に遂行できるよう協力・調整を積極的に行うことができること

勤務日数	原則として月16日勤務（年間144日） ※閉庁日：土・日・祝日、年末年始（12/29-1/3）
勤務時間及び休憩時間	1日7時間45分勤務 （8時30分から17時15分まで、または9時00分から17時45分までとする。ただし、所属長の命により、他の時間帯を設定する場合がある。その場合の勤務時間は常勤職員の例による。休憩時間は、常勤職員の例による。） ただし、所属長の命により、必要な場合は超過勤務が生じることがある。
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、夏季休暇 （無給） 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	時間額 1,270円（令和5年5月現在の予定額） 通勤手当相当額を別途支給（上限2,600円/日） ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給
社会保険	一定の要件を満たした場合に、健康保険（全国健康保険協会管掌健康保険）、介護保険、厚生年金保険、雇用保険を適用
選考方法	① 書類選考 申込書類により、応募資格の有無を確認し、疑義が生じた場合は、申込者に確認の連絡をする。 ② 面接選考
応募方法等	「会計年度任用職員申込書」（第1号様式）の提出による。 （下記申込先に郵送又は持参すること） 申込先・問い合わせ先： 〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-36-2 建設局第四建設事務所庶務課庶務担当 03-5978-1703 申込期限：令和5年5月23日（火）17時必着